

令和5年第1回定例会(令和5年3月7日)

総務企画消防委員会委員長 (阿部 真一 委員長)

去る3月1日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第1号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)」関係部分ほか4件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、「議第1号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)」関係部分についてであります。

初めに、総務課関係部分では、燃料費の高騰等に伴い、庁舎の空調設備に係る光熱水費の追加額203万1千円を計上し、次に、職員課関係部分では、自己都合等に伴う退職手当8,292万1千円を増額補正しているとの説明がなされました。

続きまして、政策企画課関係部分では、交通不便地域の解消に向け、より詳細な調査等を実施するため、交通体系整備促進事業に係る繰越明許費補正を計上し、次に、財政課関係部分では、株式会社イズミより企業版ふるさと納税として寄附される2億5千万円を新図書館整備事業の財源として活用することに伴い、べっふ創生応援基金積立金の追加額を計上している旨の説明がなされました。

続きまして、行政委員会総合事務局関係部分では、昨年の参議院議員通常選挙の執行経費の精算に伴い、1,711万6千円を減額補正しているとの説明に対し、委員から、期日前投票所を増設する考えはないのかとの質疑がなされ、当局から、投票所に行けない市民に対する支援策として、職員体制等も勘案しながら検討していきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、消防本部関係議案では、高規格救急自動車の更新に伴う入札の結果を反映し、887万5千円を減額しているとの説明がなされたのに対し、委員から、なぜこれほどの減額補正が生じたのかとの質疑がなされ、当局から、今回は新規参入事業者による効果が主な要因であるとの答弁がなされました。また、別の委員から、落札額が下がることはよいことだが、故障に対する対応力に問題はないのかとの質疑がなされたのに対し、当局から、新規参入事業者であるものの、これまで同様の対応ができていることから問題はない旨の答弁がなされた次第であります。

その他、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理として、資産税課関係部分では、地価の下落地点が当初見込みを下回ったことにより不動産鑑定評価委託料の不用額を減額し、防災危機管理課関係部分では、市民向け防災アプリの

提供が遅れたことに伴い、使用料を減額、また、議会事務局関係部分では、議員定数に対し欠員が生じていることから議員報酬等を減額補正している旨の説明がなされた次第であります。

以上の予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、3件の条例議案及び1件のその他議案についてであります。

初めに、「議第16号 別府市個人情報保護法施行条例の制定について」では、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、個人情報の保護に関する3つの法律が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度に関し、全国共通のルールが規定されたこと等に伴い、条例を制定し、次に、「議第17号 別府市個人情報保護審査会条例の制定について」では、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報に関する諮問等に応じて調査審議等を行う審査会を設置するため、条例を制定するものであるとの説明がなされました。

委員から、国の個人情報保護法との相違点等に関して質疑がなされ、当局から、法律では、非開示とする公務員の氏名や30日以内とする開示決定の期限を、条例では、これまでと同様に氏名を開示すること、また、期限を14日以内とすること等を定めており、従来の個人情報保護条例との取扱いに差異が生じないよう適切に運用していきたい旨の答弁がなされました。

続きまして、「議第20号 別府市鉄輪地獄地帯公園防災研修所の設置及び管理に関する条例の制定について」では、市民に防災研修やコミュニティ活動の場を提供すること、また、災害時の避難場所として活用できる防災研修所を同公園内に設置することに伴い、条例を制定するものであるとの説明がなされました。

委員から、なぜ使用料を徴収するのかとの質疑がなされ、当局から、防災研修としての使用ではなく、コミュニティの場として活用する場合においては、受益者負担の原則により使用料が発生するものである旨の詳細な答弁がなされました。また、別の委員から、施設の維持管理に関して質疑がなされ、当局から、使用許可等については、直営とする一方、清掃等については、地元自治会への委託に向けて関係者と協議中であるとの答弁がなされました。これに対し、別の委員から、市民の防災知識の習得につながるような施設運営を求める意見がなされ、当局から、防災意識と住民福祉の向上につながるよう、責任をもってしっかり活用を図っていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

最後に、「議第39号 字の区域及びその名称の変更について」では、通称東荘園、緑丘町及び荘園北町の住居表示を実施するに当たり、字の区域及びその名称を変更することに関し、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされ

ました。

委員から、名称が変更されるのは一部だけなのか、また、町名の変更に伴う手続きに関して質疑がなされ、当局から、道路等により町の境を区切ることから一部区域で変更せざるを得ないが、大部分は現行のままであること、また、手続きに関して、法人登記は法人による手続きを要するが、個人の場合では、市に登録されているものについては可能な限り市で行う旨の答弁がなされた次第であります。

以上3件の条例議案及び1件のその他議案の採決におきましては、「議第16号」及び「議第17号」については、賛成多数により原案のとおり可決し、「議第20号」及び「議第39号」については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。